

町内会及び関係団体に対する補助金等一覧表（地域コミュニティ支援課関係を除く）

令和6年4月現在

NO.1

区 分	補 助 金 等 の 名 称	申 請 受 付 ・ 交 付 時 期	申 請 等 に 必 要 な 書 類
広報紙を毎月配布することに対して	広報よこすか・県のたより配布手数料 1部につき 11円（広報よこすか） 1部につき 8円（県のたより）	・ 申請受付 9月・3月 ・ 交付時期 11月（4月～9月分） 5月（10月～3月分）	「広報よこすか等配布部数報告書」 ※8月末・2月末に町内会長あて送付します。 担当は 広報課 TEL046-822-9676
子供たちの健全な育成を図るため、広場を維持し管理することに対して	チビッコ広場整備費交付金 ①遊具を増設したり取り替えようとするとき 上限30万円	・ 申請受付 随時 ・ 交付時期 随時	・ 申請書 ・ 見積書 ・ 現場写真 ・ 領収書 ・ 実施報告書 担当は 公園管理課 TEL046-822-8333
	チビッコ広場管理費交付金 ②遊具の補修など広場の管理に、その面積や遊具数に応じて年額6万円～13万円を交付します。	・ 申請受付 4月1日～4月末日 ・ 交付時期 5月頃	・ 申請書 ・ 収支予算書 ・ 決算書 ・ 実績報告書 ・ 請求書 担当は 公園管理課 TEL046-822-8333
公園などの清掃美化活動に対して	①公園清掃報償金 公園の清掃・除草を実施する広さにより年額36,000円～110,800円を交付します。	・ 申請（新規） 4月～1月（翌年度より対象） ・ 交付時期 11月中旬（4月～9月分） 4月下旬（10月～3月分）	・ 公園清掃実施申出書 ・ 作業実施報告書（9月・3月） 担当は 公園管理課 TEL046-822-8333
	②公園内便所清掃報償金 便所清掃1回につき 1,200円 週4回実施	・ 申請（新規） 4月～1月（翌年度より対象） ・ 交付時期 各月末締め、翌月払い	・ 公園内便所清掃実施申出書 ・ 作業実施報告書（各月ごとに提出） 担当は 公園管理課 TEL046-822-8333

町内会及び関係団体に対する補助金等一覧表（地域コミュニティ支援課関係を除く）

令和6年4月現在

NO.2

区 分	補 助 金 等 の 名 称	申 請 受 付 ・ 交 付 時 期	申 請 等 に 必 要 な 書 類
資源の有効な活用を図るための 資源回収活動に対して	資源回収実施団体奨励金 奨励金は、重量により 4円/kg の額を差しあげます。	・申請受付 随時 ・交付時期 8月（4・5・6月分） 11月（7・8・9月分） 2月（10・11・12月分） 5月（1・2・3月分）	資源回収実施報告書の提出 担当は 廃棄物対策課 TEL046-822-8469
	資源回収保管庫購入費補助金 補 助 率 1/2 補助限度額 4万円	・申請受付 4月中旬に案内送付 ・対象 5団体まで（抽選） ・交付時期 9月～3月	・申請書 ・請求書 ・実績報告書 ・土地所有者の承諾書 ・領収書 ・設置済写真 ・カタログ ・保管庫配置図 担当は 廃棄物対策課 TEL046-822-8469
ごみの散乱防止を目的として、 ごみ収納ボックスの普及を促進 することに対して	ごみ収納ボックス購入費補助金 補 助 率 3/4 補助限度額 2万5千円	・申請受付 随時 ・交付時期 随時	・申請書 ・請求書 ・実績報告書 ・見積書の写し又は購入金額がわかるもの ・配置図 ・位置図 ・誓約書 ・設置済写真 ・領収書の写し 担当は 廃棄物対策課 TEL046-822-8469

町内会及び関係団体に対する補助金等一覧表 (地域コミュニティ支援課関係を除く)

令和6年4月現在

NO.3

区分	補助金等の名称	申請受付・交付時期	申請等に必要書類																		
自主防災組織または 自主防災会が ・防災器材、防災服及 び非常用備蓄食料を 購入することに対し て	防災器材等整備費補助金 補助率と補助基準額 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">補助率</th> <th colspan="3">基準額</th> </tr> <tr> <th>防災器材</th> <th>防災服</th> <th>非常用備蓄食料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災組織</td> <td>8割</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>世帯 円</td> </tr> <tr> <td>自主防災会※</td> <td>3割</td> <td>800,000</td> <td>125,000</td> <td> ~500 50,000 501~1,000 90,000 1,001~1,500 130,000 1,501~ 170,000 </td> </tr> </tbody> </table>	種別	補助率	基準額			防災器材	防災服	非常用備蓄食料	自主防災組織	8割	円	円	世帯 円	自主防災会※	3割	800,000	125,000	~500 50,000 501~1,000 90,000 1,001~1,500 130,000 1,501~ 170,000	・申請受付 6月上旬から11月下旬 ・交付時期 申請受付後	・申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 ・見積書等 ・防災器材保有数調査表 ・事務連絡票 ・自主防災組織編成表 (任意) 担当は 危機管理課 TEL046-822-9620
種別	補助率			基準額																	
		防災器材	防災服	非常用備蓄食料																	
自主防災組織	8割	円	円	世帯 円																	
自主防災会※	3割	800,000	125,000	~500 50,000 501~1,000 90,000 1,001~1,500 130,000 1,501~ 170,000																	
自主防災組織が ・自主防災訓練をする ことに対して	自主防災訓練報償金 (1) 報償金・・・参加人数×200円 (2) 加算金・・・1種類以上の訓練を、自主防災組織が主体的に(消防等の指導なし)実施した場合、次の額を加算します。 参加人数×100円 (3) 上限額・・・1回の訓練における、1自主防災組織あたりの上限額は次のとおりです。 ・主体的な訓練 60,000円 (参加人数200人分) ・上記以外の訓練 40,000円 (参加人数200人分) ※報償金の上限は200人分ですが、それを超える参加人数の訓練を抑制するものではありません。	・訓練受付 随時 ・交付時期 訓練実施日から 1~2ヶ月後	・事前に所轄の消防署に相談し、自主防災訓練実施届を提出してください。 ・請求手続き及び支給額に関する件 →担当は 管轄の消防署 ・報償金振込みに関する件 →担当は 危機管理課 TEL046-822-9620																		

※自主防災会 自主防災組織に所属する一定規模(100戸以上)を有する共同住宅を単位として組織した団体

区分	補助金等の名称	申請受付・交付時期	申請等に必要書類
避難所運営委員会 (自主防災組織等で 構成される団体)が ・運営委員会の活動に 係る経費に対して	避難所運営委員会活動費補助金 補助額 50,000円/年度(限度額)	・申請受付 4月上旬から11月下旬 ・交付時期 申請受付後	・申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 ・事務連絡票 ・避難所運営委員会組織編成表 ・見積書等 担当は 危機管理課 TEL046-822-9620

区 分	補 助 金 等 の 名 称	申 請 受 付 ・ 交 付 時 期	申 請 等 に 必 要 な 書 類
町内会・自治会等が 街路防犯灯を管理 することに対して ※全ての防犯灯を市 に移管している場合 は、申請は不要です。	街路防犯灯管理費補助金 ・電気料金、街路防犯灯の維持管理(管球・自動点滅器の交換など)に必要な費用 を補助 補助単価(1灯当たり・限度額) ①20W蛍光灯等 6,657 円 ②FHP32W蛍光灯 7,207 円 ③36W蛍光灯等 9,999 円 ④LED灯 (10VA以下) 2,468 円 ⑤LED灯 (10VA超) 3,814 円 ※補助単価は毎年見直しがあります。 ※年間実績額が補助額を下回ったときは、当該分をお戻しいたしますので、ご承 承ください。	・申請時期 対象となる町内会等に、7月 月上旬に申請書提出を依頼しま す。	・申請書 ・管理灯数内訳表 ・電気料金領収書等 ・街路防犯灯設置位置図、街路防犯灯 一覧表 担当は 市民生活課 TEL046-822-9707
町内会・自治会等が 防犯カメラを設置 することに対して	町内会等防犯カメラ設置費補助金 ・防犯カメラ(レコーダーなど関連機器を含む。)の設置費を補助 ※電気代など維持管理に関わる費用は、補助対象外です。 リースも補助対象となりますが、契約満了時に所有権移転するものに限ります。リース への補助を希望される際は、リース期間など、調整させていただく可能性がござ います。 補助率 設置費の9/10 補助上限額 ・ソーラー型(太陽光パネルにより発電された電気を消費して稼働す るもの)300,000 円/基 ・従来型 270,000 円/基	・6月 21 日(金)までに事前協議書 を提出 ※事前協議書の提出にあたって <u>は、その内容について、あらかじめ町内会・自治会等の総会等 において合意を得ておく必要が あります。</u> ・事前協議の結果に基づき、 8月下旬に交付申請書を提出 ・9月～2月下旬頃までに 工事を実施し、工事完了検査後 に補助金を交付	(事前協議時) ・事前協議書 ・見積書(1者分) ・カタログ等 ・設置位置図 ・撮影予定範囲がわかる写真 (交付申請時) ・申請書 ・事業計画書 ・収支予算書 ・事前協議結果通知書の写し ・管理責任者等届出書 ・見積書(2者以上) ・設置場所の使用権原を証する書類 ・町内会等の意思決定を証する書類 担当は 市民生活課 TEL046-822-9707

市民生活課では、上記のほか、防犯パトロール・交通安全活動用のジャンパー、ベストや腕章などの地域安全安心活動物品を支給しています。
 また、町内会等が街路防犯灯(市に移管していないもの)をLED化する場合、設置費の一部補助をしています。詳しくは、市民生活課 防犯・生活安全係(822-9707)まで
 お問い合わせください。